

機密性2

埼玉労働局発0109第1号  
令和8年1月9日

各関係団体の長 殿

埼玉労働局雇用環境・均等部長  
( 公 印 省 略 )

### 改正労働施策総合推進法等の周知協力依頼について

労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「改正労働施策総合推進法等」という。)が令和7年6月11日に公布されました。

改正労働施策総合推進法等は、多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化、女性活躍推進法の有効期限の延長を含む女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の推進等の措置を講ずるものです。

埼玉労働局では、改正労働施策総合推進法等の円滑な施行に向けて、あらゆる機会を捉えて、広く周知・啓発を行うとともに、別添のとおり、埼玉労働局主催の説明会を開催します。

説明会では、改正女性活躍推進法、カスタマーハラスメント対策、改正男女雇用機会均等法（就活セクハラ対策）の概要、パートタイム・有期雇用労働法について説明します。

つきましては、下記のとおり関係資料をお送りしますので、広報誌等への掲載に御協力いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

改正労働施策総合推進法等内容のご案内、周知資料のダウンロード

【厚生労働省ホームページ】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/zaitaku/index\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00003.html)

改正女性活躍推進法等内容のご案内、周知資料のダウンロード、説明会の申込

【埼玉労働局ホームページ】

[https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/josei-katuyaku.html](https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/josei-katuyaku.html)

## 記

- 1 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の概要(令和7年法律第63号、令和7年6月11日公布)
- 2 ハラスメント対策・女性活躍推進に関する改正ポイントのご案内
- 3 改正女性活躍推進法等説明会のご案内
- 4 周知文例

(お問い合わせ)  
埼玉労働局 雇用環境・均等部 指導課  
〒330-6016  
さいたま市中央区新都心11-2  
ランド・アクシス・タワー16階  
TEL: 048-600-6269